

2021（令和3）年9月15日

日本共産党 殿

要請書

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

原告団代表 田中義信

弁護団代表 佐藤哲之

貴党におかれましては、日頃より、肝炎問題に対する取組にご尽力いただき本当にありがとうございます。

さて、2021（令和3）年4月26日、最高裁判所は、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者のうち、慢性肝炎が再発した原告2名に対し、最初の慢性肝炎発症時を起算点として除斥期間（旧民法724条後段）を適用した福岡高等裁判所の判決を破棄し、除斥期間の適用を否定する判決を言い渡しました。

最高裁判決は、最初の慢性肝炎発症時を除斥期間の起算点として、それから20年以上経過している被害者に対し1250万円の損害賠償請求金の請求を一律に排除する現行の基本合意書及び特措法の改定ないし運用の変更を求める内容となっています。

また、裁判長の補足意見においては、「極めて長期にわたる肝炎被害の実情に鑑みると、本件原告らと同様の状況にある特定B型肝炎ウイルス感染者の問題も含め、迅速かつ全体的な解決を図るため、国に協議を行うなどして感染被害者等の救済にあたる国の責務が適切に果たされることを期待する」とされており、国が除斥問題についての迅速かつ全体的な解決を図るべきことが明確に指摘されています。

最高裁判決の事案は福岡高等裁判所に差し戻され、福岡高等裁判所において、すでに係属していた除斥2陣控訴審事件と平行審理の上で、原告団・弁護団と国との間での協議が始まりました。

私たち原告団・弁護団は、そもそもB型肝炎感染被害者について、除斥期間による差別をすること自体が許されないことと考えていますが、少なくとも、今回の最高裁判決を踏まえるならば、最高裁判決の事案と同じように除斥期間の起算点を遅らせることによって除斥期間を適用することなく解決できる事案については、再発事案に限ることなく、すべて除斥期間を適用することなく解決すべきであると考えています。しかしながら、国は条件を限定した再発事案に限った狭い範囲の解決を求めています。

そこで、貴党におかれましては、是非、私たち原告団・弁護団の考えをご理解いただき、B型肝炎訴訟における除斥問題の「迅速かつ全体的な解決」のためにご尽力いただきたくお願い申し上げます。

以上